

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月から39年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から39年3月まで  
② 昭和41年1月から49年1月まで

「ねんきん特別便」を見て、申立期間①及び②の記録が未加入とされていることに気付いた。

申立期間①については、昭和38年4月から39年3月までの「国民年金保険料免除申請承認通知書」を保管しているので39年3月までは引き続き申請免除期間とされているはずである。

申立期間②については、昭和40年11月に長男出産の祝い金をもらい、12月に夫のボーナスが支給されたので、国民年金の手続に私自身でA市役所B支所に行き、41年1月分から約1年分の保険料を納付し領収証を受け取った。その後は、班長が集金に来ていた。領収証は保管してあったが、48年に家を新築して引っ越しをしたときに紛失してしまったと思う。

このため、両申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する年金手帳及び社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和36年4月から強制加入被保険者として管理されるとともに、同年6月から免除期間となっていたことが確認できる。一方、社会保険庁の記録から、申立人が64歳となった平成12年\*月の年金裁定時に、申立人は昭和37年3月に当時厚生年金保険に加入していたその夫と婚姻し、制度上、強制加入とならない者に該当することが判明したことから、その被保険者資格が取り消され、申立人の年金記録が免除から未加入に記録訂正さ

れていることが確認できる。しかしながら、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、30年以上の長期間にわたり醸成されてきたものであり、申立期間について、保険料の免除を行うことが制度的に可能な強制加入期間でなくなったことを理由として、免除の取消しを行うことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和41年1月に任意加入の手続を行ったとしているが、申立人の所持する年金手帳には39年4月1日資格喪失、49年2月9日任意被保険者資格取得の記載が確認できるとともに、資格取得年月日はA市役所が保管する国民年金被保険者カード及び社会保険事務所の特殊台帳の記録と一致している上、当該記録の記載内容に不自然さは見当たらないことから、この時点において、申立人の任意加入の手続がなされたと考えられ、制度上、申立期間②の保険料をさかのぼって納付することができない。

また、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から50年3月までの期間及び51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年3月から50年3月まで  
② 昭和51年4月から53年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和43年4月にA村役場（現在は、B市C区役所D出張所）において国民年金に加入し、保険料を納付した。E市（現在は、B市C区）には、46年4月の婚姻時から住み、49年から食堂を経営し、53年ごろには経営が安定し経済的に余裕もできたので、55年6月ごろに申立期間①及び②の保険料と、50年4月からの申請免除期間の追納保険料を市役所で納付したのに、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、昭和53年11月からは付加保険料を納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、食堂の経営が安定し経済的に余裕ができた後の昭和55年6月ごろに両申立期間の保険料を納付し、かつ、申請免除期間の保険料を追納したとしているところ、事実、社会保険事務所保管の特殊台帳から、50年4月から51年3月までの申請免除期間の保険料が、55年6月に追納されていることが確認できる上、申立人が保険料を納付したとするE市役所（現在は、B市C区役所）には、国庫金収納が可能な金融機関窓口が設置されていたことが推認できることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、昭和55年6月時点では、第3回特例納付実施期間内である上、申

立人が納付したとする保険料総額は、社会保険事務所の記録から納付が確認できる申請免除期間（昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで）の追納保険料額、53 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の過年度保険料額並びに両申立期間の保険料を特例納付したと仮定した場合の保険料額の合計額とおおむね合致しており、納付意識が高い申立人が両申立期間の保険料をこの時点で特例納付したと考えても不自然でない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年1月については16万円、同年3月から同年5月までの期間については15万円、同年6月から同年8月までの期間については20万円、同年9月については22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成8年1月及び同年3月から同年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月4日から同年10月26日まで

年金問題が出て、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険記録について社会保険事務所に照会したところ、実際の給与額に見合わない低い標準報酬月額で申告・記録されていた。

給与からは記録されている標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支給明細書において確認できる報酬月額から、平成8年1月については16万円、同年3月から同年5月までについては15万円、同年6月から同年8月までについては20万円、同年9月については22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の変更届を社会保険事務所に提出していなかったと誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年2月については、給料支給明細書から事業主が源泉控除していたと確認できる保険料額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額より低いことから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日は、平成7年5月21日であると認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、6年3月から同年7月までは8万円に、同年8月から7年4月までは9万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間について、その主張する厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額をさらに34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月28日から7年5月21日まで  
A社の標準報酬月額が8万円になっていたことは、社会保険事務所の訪問調査の際、職員から説明を受けて初めて知った。

申立期間のうち、平成6年3月1日以降は厚生年金保険の加入記録が無いが、給与から保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間の給与は、月平均で35万円から36万円の支給を受けていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録から、A社は、平成7年5月12日に、6年3月1日付けの厚生年金保険適用事業所の喪失の処理がさかのぼって行われ、申立人についても、7年5月12日に同社における厚生年金保険被保険者資格を6年3月1日にさかのぼって喪失させられているとともに、6



年8月の標準報酬月額の時改定(9万8,000円)の記録も取り消されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成7年5月12日に被保険者資格の喪失の処理が6年3月1日付けでさかのぼって行われている者が5人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失日に係る訂正処理及び平成6年8月の時改定の取消処理を7年5月12日にさかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を7年5月21日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当初記録されていたとおり、申立期間のうち、6年3月から同年7月までを8万円に、同年8月から7年4月までを9万8,000円に訂正することが必要である。

- 2 申立人の申立期間について、申立人から事業主に対する未払い給与等の請求の代理人(弁護士)が保管していた事業主に対する「受任通知書及び請求書」の記載内容から、申立人が申立期間においてその主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の「受任通知書及び請求書」の記載内容から、上記1の訂正に加え、さらに34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のうち、平成4年12月から6年2月までは、社会保険庁のオンライン記録において標準報酬月額は8万円と記録されていることから、事業主が報酬月額を8万円として社会保険事務所に届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、標準報酬月額8万円と34万円との差額の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の上記差額の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間のうち、6年3月から7年4月までは、同社は7年5月12日にさかのぼって6年3月1日付けで厚生年金保険適用事業所の喪失処理が行われていることから、社会保険事務所は、申立人に係る6年3月から7年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年1月5日から同年2月7日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B所（現在は、C社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年1月5日）及び資格取得日（昭和23年2月7日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から22年4月6日まで  
② 昭和23年1月5日から同年2月7日まで  
③ 昭和24年6月26日から26年10月まで

A社B所の当時の同僚と話をしていて、自分の同社の勤務期間が正確に厚生年金保険加入期間とされていないことが判明したため、社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に未加入との回答を受け取ったが、納得できない。

私が所持するC社のD地区出身者の「会員名簿（昭和45年11月付け）」には、昭和21年4月から26年10月まで同事業所に勤務していたとの記載がある。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人はA社B所において、昭和22年4月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年1月5日に同資格を喪失後、同年2月7日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社B所に勤務していた同僚3人は、申立人が申立期間②当時も継続して勤務していたと証言している上、事業主は、「昭和24年ごろ

の雇用状況、工場敷地内での寮生活を考慮すると連続した雇用であったと考えられ、申立人は正社員であった。」と回答していることから、申立人は申立期間②において、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和22年12月の社会保険事務所の記録から、300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、事業主から、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、E小学校高等科を卒業後、A社B所に集団就職したとし、申立人が所持しているC社のD地区出身者の「会員名簿(昭和45年11月付け)」(以下「名簿」という。)から、同社に就職した時期は、昭和21年4月であると主張しているが、申立人の生年月日から、同年4月時点において申立人は、E小学校高等科に在学中であったと推認できるとともに、名簿の「勤務年限」に記載された同僚の勤務開始日と厚生年金保険の資格取得日は必ずしも一致していないことから、名簿の「勤務年限」の記載内容は、必ずしも信憑性<sup>びよう</sup>が高いとは認め難い上、C社は、41年2月1日に工場及び事務所が火災に遭い関係資料は焼失しており、勤務実態は不明であるとしていることから、申立人が申立期間①において、同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A社B所に一緒に集団就職したと申立人が記憶している同僚二人は、「自分は申立人と同じ学校を卒業後、一緒にA社B所に勤務した。」と証言しているところ、社会保険事務所保管の同社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、当該同僚二人は同事業所において、昭和22年4月7日に資格取得していることが確認できることから、申立人についても、当該同僚二人と同一日に被保険者資格を取得したものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間①について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料の控除を確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、上記名簿に基づき昭和26年10月までA社B所に勤務していたと主張しているものの、申立期間③当時、同社に勤務し同年12月3日に資格喪失している同僚の一人は、「申立人は、自分より1年ほど前に退職している。」と証言しているとともに、25年3月17日に資格を喪失している他の同僚は、「申立人は、自分と同じころか、早めに退職した。自分より遅く退職してはいない。」と証言している上、C社の事業主は、41年2月\*日に工場及び事務所が火災に遭い関係資料は焼失しており、勤務実態は不明であると回答していることから、申立人が申立期間③においても引き続き同社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、申立期間③について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間③について、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年8月から平成元年2月まで

平成20年5月に勤務先を退職し、A町役場において国民年金の加入手続を行った際に、過去に未加入があると指摘されたことを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和60年8月から平成元年2月までの加入及び納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和60年8月に会社を辞めた後、B町役場（現在は、A町役場）において国民年金の加入手続を行い、その後郵送された納付書により、保険料を地元の金融機関で納付していた。

申立期間には厚生年金保険に加入していた期間も含まれるが、当該期間の国民年金保険料も、手元に残っていた国民年金の納付書で納付を続けていた。

申立期間の保険料を厚生年金保険の保険料と重複してまで納付したのに、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和60年8月に会社を辞めてから、B町役場（現在は、A町役場）で国民年金に加入し、同役場から送付された国民年金の納付書で保険料の納付を行っていたと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁及びB町役場（当時）の記録から、平成5年4月1日を資格取得日として、同年4月ごろに払い出されたことが推認でき、当該払出し時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、A町役場保管のB町役場（当時）作成の国民年金被保険者名簿の「公的年金加入状況」欄には、昭和59年9月16日から平成5年4月1日までの間は、厚生年金保険に加入していた旨の記載が確認できることから、申立期間はB町役場（当時）から納付書は発行されず、保険料の納付はできなかったもの

と推認できる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年ごろ (A 事業所)  
② 昭和 35 年ごろ (B 事業所)  
③ 昭和 35 年ごろ (C 事業所)

申立期間に勤務した3事業所(A事業所、B事業所及びC事業所)の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間には厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受け取った。

保険料の控除を確認できる資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 35 年ごろ、D市E区にあったA事業所に勤務していたと申し立てているが、申立人の戸籍の附票から、申立人は申立期間当時、本籍地であるF県G市内に居住していたことが推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、D市E区内で「A事業所」又はこれに類似する名称の厚生年金保険適用事業所は、「H社」、「I社」及び「J社」の3社が確認できるが、H社の元従業員及びI社の社長の証言からは、申立人が申立期間当時、これらの2社に勤務していたことが確認できない。

さらに、申立人の戸籍の附票から、申立人は昭和 36 年 3 月 16 日から同年 10 月 1 日までの間、D市に居住していたことが推認できるとともに、社会保険事務所の記録から、申立人は 36 年 3 月 10 日から同年 10 月 1 日まで、J社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、両記録がほぼ一致しているにもかかわらず、これより以前の申立期間においては同社における厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、申立期間に当該事業所に勤務していたことがうかがえない。

加えて、J社からは証言は得られず、申立期間及び申立人の同社での被保険者期間に厚生年金保険被保険者であった者3人のうち、1人は申立人を記憶していたが、申立人の具体的な勤務期間についての証言は得られず、ほかの2人は申立人を記憶していない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和35年ごろD地、K地又はL地にあったB事業所に勤務していたと申し立てているが、申立人の戸籍の附票から、申立人は申立期間当時、本籍地であるF県G市内に居住していたことが推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、「B事業所」又はこれに類似する名称の厚生年金保険適用事業所として確認できるのは、「M社」のみであるが、同社は、「昭和54年に設立されたため、申立人は同社に一切勤務していない。」と回答している。

3 申立期間③について、申立人は、昭和35年ごろ、N市L地にあったC事業所に勤務していたと申し立てているが、申立人の戸籍の附票から、申立人は申立期間当時、本籍地であるF県G市内に居住していたことが推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、N市L地で「C事業所」という名称の厚生年金保険適用事業所は、「O社」及び「P社」の2社が確認できるが、O社の元従業員並びにP社及び同社の委託先である労務管理事務所に対する照会結果からは、申立人が申立期間当時にこれらの2社に勤務していたことが確認できない。

4 上記のほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

年金問題が盛んに報道されるため、不安となり、社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。

私は昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの期間、A社に勤務し、B県で行われていた工事の仕事に携わった。同社からは健康保険証も交付されており、年金手帳ももらっていたので、厚生年金保険の被保険者になっていたと思う。

このため、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間の一部について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社において、B県内の現場事務所で厚生年金保険に係る事務の仕事を担当していたとする上記の同僚は、「A社では、従来から同社の社員であった従業員については厚生年金保険に加入させていたが、現場採用の従業員については、C国民健康保険組合の第二種組合員としての資格を取得させ、厚生年金保険には加入させていなかったため、現場採用であった申立人についても同様の取扱いを行っていたと思う。」と証言している。

また、C国民健康保険組合は、A社が当該組合の加入事業所であったと回答しているところ、当該組合の第二種組合員は、組合員として国民健康保険に加入するものの、厚生年金保険被保険者資格を取得しない制度となっていることを踏まえると、申立人についても、当該組合の第二種組合員資格を取得したことにより、厚生年金保険被保険者資格は取得しなかったものと考えられる。

さらに、申立人が名前を挙げている、申立人と同様にB県内での現場採用の従業員としてA社に勤務した同僚二人は、いずれも同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から同年 10 月まで  
「ねんきん特別便」が来て確認したところ、A社で勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。  
申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。  
このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の特殊車両の運用方法を記憶していること、及び当時、同社の従業員であった者が保管する集合写真に写っている同僚のうち二人の姓を記憶していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社において事務を担当していた同僚は、「当時、申立人を社会保険に加入させなかった記憶がある。」と証言している上、「当時は、会社の移転もあって人の出入りが激しく、試用期間を設けて臨時社員として入社させ、雇用が確定した後に社会保険に加入させていた。」と証言していることから、A社は、申立期間を試用期間として、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 23 日から 53 年 1 月 4 日まで

「ねんきん特別便」を見たら、A社に勤めていた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和 47 年 12 月 22 日にB社を退職後、直ちにA社に就職し、正社員としてフルタイムで働いた。

給料から税金、保険料等を引かれていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた申立期間当時の事業主が使用していたとするノート及び同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和 49 年 11 月から 52 年 12 月まで同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時、厚生年金保険に加入させる者とさせない者との区別があった旨回答しており、上記のノートの給与支給明細の記載によれば、健康保険料及び厚生年金保険料が記載されている従業員については、社会保険庁のオンライン記録で当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる一方、申立人と同様に健康保険料及び厚生年金保険料の記載が確認できない者二人については、いずれも当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、上記のノートにおいて昭和 49 年 10 月 29 日に入社したことが記載されている同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録から、52 年 2 月 26 日であることが確認できる上、申立人が記憶している同僚は、同社入社後、事業主の妻に社会保険に加入することを依

頼し、初めて加入させてもらったと証言していることから、当時、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、昭和48年1月1日に国民年金被保険者資格を取得し、申立期間のうち、同年4月から52年12月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 7 月ごろまで

年金問題を契機に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いことが分かった。

私は、昭和 37 年 3 月に定時制高校を卒業と同時に、それまで勤務していた会社を退職し、同年 4 月から A 社に就職した。

入社当初の見習い期間が過ぎてからは正社員となり厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人及び複数の同僚が申立期間当時の A 社の社員として記憶している 11 人のうち、申立人を含む 5 人について、同社での厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できることから、当時、当該事業所は、一部の従業員について、厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、A 社は既に廃業しており、当時の事業主は亡くなっている上、同僚の記憶も曖昧であることから、当該事業所における従業員に対する厚生年金保険の加入に関する取扱いが、どのようになされていたかを確認することができない。

さらに、社会保険事務所が管理する A 社の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所で年金記録の照会をしたところ、A社での厚生年金保険被保険者期間が無かった。

高校卒業後の昭和 38 年 4 月 1 日に新卒採用でA社に入社し、結婚のため 41 年 12 月 31 日に退職するまで、事務職員として勤務していた。

A社は、当時、県や市の公共の仕事を請け負うなど経営状態が健全であったので、厚生年金保険未加入事業所とは考えられない。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の代表取締役の妻及び申立期間当時の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によれば、A社は、昭和 32 年 4 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、この後の期間である申立期間は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚 6 人のうち、申立人と同じ業務(一般事務)に従事していたとする同僚 1 人を含む 4 人は、社会保険事務所保管のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に氏名が無いことが確認できる上、ほかの 2 人は同社が厚生年金保険適用事業所に該当しなくなった昭和 32 年 4 月 10 日、又はそれ以前に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社の元代表取締役の妻は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる



給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月ごろから 62 年 3 月ごろまで  
② 昭和 62 年 9 月ごろから 63 年 3 月ごろまで

「ねんきん特別便」が届き年金記録を確認したところ、A社及びC社に勤務した期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。

申立期間①の昭和 61 年 4 月ごろから 62 年 3 月ごろまでA社(社会保険庁オンライン記録上の適用事業所名は「B社」)に勤務し、その後申立期間②の昭和 62 年 9 月ごろから 63 年 3 月ごろまでC社で勤務していた。

これらの申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人の記憶している元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元同僚の一人は、「申立人は半年も在籍していなかったのではないか。いつ退職したのかも分からない。」と証言している上、B社は、「申立人は正社員として勤務していなかった。正社員で採用したのであれば3か月後には厚生年金保険に加入しているはずであり、申立人はパートとして勤務していたと思う。」と回答しており、申立期間①当時における申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録におけるB社に係る職歴審査照会回答票(個人情報)には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録から、C社において厚生年金保険被保険者であることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態について確認できない。

また、事業主は、「申立人は当事業所には在籍しておらず、申立期間②当時から勤務している社員に申立人について知っているかどうか尋ねても、申立人を知らないと言っていた。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録におけるC社に係る職歴審査照会回答票（個人情報）には、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

3 上記のほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から35年5月1日まで

年金問題の報道を契機として、社会保険事務所で厚生年金保険加入記録の照会を行ったところ、A事業所で勤務した昭和33年10月1日から35年5月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、昭和32年11月1日から36年4月1日までの期間、継続してA事業所に勤務しており、申立期間のうち、34年10月1日から35年4月25日までの期間に厚生年金保険被保険者期間となっていたとされるB事業所に勤務したことはない。再度調査を行い、申立期間をA事業所での厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後において、A事業所で厚生年金保険被保険者となっていることから、申立期間も引き続き勤務していた可能性は否定できないものの、当該事業所は既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっている上、申立期間内に当該事業所で厚生年金保険に加入していた同僚5人からは、申立人が申立期間において当該事業所に引き続き勤務していたという証言は得られなかったことから、申立期間における申立人の当該事業所での勤務実態を確認することはできない。

また、申立期間内において、申立人が厚生年金保険被保険者となっていたとされるB事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しによると、申立人はA事業所において、昭和32年11月1日に被保険者資格を取得した際と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で、B事業所において、34年10月1日に被保険者資格を再取得していること

が確認できることから、申立期間内に別事業所であるA事業所において、重複して厚生年金保険被保険者資格を取得しているとは考え難い。

さらに、申立人はB事業所について、「B事業所には勤務をしていないし、給料も受け取っていない。」と主張する一方、「申立期間当時、実兄が社長だった。」としていることから、当時、年金に加入していなかった申立人を事業主である実兄が厚生年金保険に加入させた可能性も否定できない。

加えて、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和35年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できるものの、申立期間において申立人の名前は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年9月1日から63年7月10日まで  
② 平成2年8月27日から同年10月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録の照会をしたところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間について、被保険者記録が確認できない旨の回答を受け取った。

私は、A社に雇用されながら、申立期間①においてはC社及びD社へ、申立期間②においてはE事業所へ、それぞれ派遣されるような形で赴き、派遣先の業務に従事した。

給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、両申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人保管の申立期間当時の日誌及び同僚の証言から、申立人は、両申立期間においてA社に在籍し、申立期間①についてはC社及びD社において、申立期間②についてはE事業所において、それぞれ勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人に係る社会保険庁及び社会保険事務所の記録から、申立人が両申立期間において、直近に勤務した別の事業所の健康保険の継続療養制度を利用していることが確認できることから、申立人が両申立期間にA社において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、申立人と同様に、A社に在籍しながら、D社に派遣され、同社で勤務していたと証言している同僚の一人は、B社で厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、同社では申立人と同様な勤務形態の従業員については、厚生年金保険の加入対象者としていなかったものと考えられる。

さらに、A社に係る社会保険庁のオンライン記録には、両申立期間において

申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い。

加えて、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、両申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A 県 B 課に勤務した申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。

知人の紹介で産休代替の臨時職員として勤務し、夫とはそこで知り合い結婚したので、間違いなく勤務していたのに記録が無いことに納得がいかない。

その後、A 県 B 課の庶務係長の紹介で同県 C 課に勤務したが、そこでは厚生年金保険被保険者記録があることから、同じ県職員として勤務した申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務したと記憶する同僚の証言から、申立人が申立期間の一部に A 県 B 課に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 県 D 部人事課は、「臨時職員は各職場で採用しており、資料についても各職場で保管していたため、申立人が申立期間に勤務していたかは不明である。」としている上、同県 B 課（現在は、E 課）は、「申立期間当時の資料を保管していない上、当時の正規職員は既に退職しており、聴取できないことから、申立期間当時における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。」と回答していることから、厚生年金保険料の控除等の状況は不明である。

また、申立期間直後に、申立人が勤務し、厚生年金保険の加入記録が確認できる県 B 課における勤務期間については、雇用保険の加入記録も確認できるが、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録は無いことから、申立期間当時、同県では各部局において臨時職員に係る労働保険及び社会保険に関する取扱いが必ずしも一律に行われていなかったことが推認できる。



さらに、社会保険事務所が保管する A 県 B 課の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人及び申立人が名前を挙げた同僚二人の名前は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。